

基本的人権 3

人権の保障をするための権利

① 権 *国民が政治に参加する権利

- ② 権 国民が代表を選ぶ権利
- ③ 権 代表として国民に選ばれる権利
- 憲法改正の④ 権
- 最高裁判官の⑤ 権
- 住民投票権 *地方自治体特別法
- ⑥ 権 *国や地方公共団体の機関に要望する

⑦ 権 人権が侵害しんがいされたときに救済を求める権利

- ⑧ 権利
 - ◇ 人権が侵害されたときは、公正な裁判によって救済を受けることができる。
- ⑨ 権
 - ◇ 公務員の行為によって損害を受けたときは損害賠償を請求できる。
- ⑩ 権
 - ◇ 裁判の結果無罪判決を受けたときは、国にその⑪ を請求できる。

公共の福祉

憲法 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の① によってこれを保持しなければならない。又、国民は、これを② してはならないのであって、常に③ のためにこれを利用する責任を負う。

憲法 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は③ に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法 22 条

何人も、③ に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

公共の福祉で制限される人権

- 伝染病によって隔離された人→④ の自由が制限される。
- デモは事前の届出が必要。→⑤ の自由が制限される。
- 医者や弁護士には国家資格が必要→⑥ の自由が制限される。
- 道路を作るために土地が国に収用されるので引っ越さなければならない。
→⑦ 権の保障が制限される。

国民の義務

国民の三大義務

- 子どもに① を受けさせる権利 (26 条)
- ② の義務 (27 条)
- ③ の義務 (30 条)

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

人権の保障をするための権利

- ①参政 ②選挙 ③被選挙 ④国民投票 ⑤国民審査 ⑥請願^{せいがん} ⑦請求
⑧裁判を受ける ⑨国家賠償請求^{ばいしょう} ⑩刑事補償請求^{ほしょう} ⑪補償

公共の福祉

- ①不断の努力 ②濫用^{らんよう} ③公共の福祉 ④居住・移転 ⑤集会・結社
⑥職業選択 ⑦財産

国民の義務

- ①普通教育 ②勤労 ③納税